

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報				
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等				
1	1-1-1	北海道	第41海軍航空廠の事案	なし (保有情報がある)	ア)旧海軍省が記した資料には、国内各旧海軍航空廠に存在した爆弾装填用缶は、昭和21年8月までに米軍監督・指示により海中投棄されたと記されている。なお、どの海域に投棄されたのかについての情報はなし。 イ)終戦時に第41海軍航空廠(千歳・美幌)にマスタード60kg爆弾217発が存在していた。 ウ)終戦時に第41海軍航空廠(千歳)には6番1号爆弾217発が存在していた。 エ)終戦後の段階には第41海軍航空廠には60kg1号爆弾217個が存在していた。 オ)終戦時に海軍航空廠千歳工場にはイペリット3.7tが存在していた。 カ)戦時中の第1千歳航空基地図に「特殊爆弾倉庫」の場所が示されている。	・旧海軍航空廠は、位置はほぼ特定されている。航空廠の関連施設は、数キロ程度に点在している。 ・「特殊弾薬+H10倉庫」の位置は旧航空廠の位置と離れているが一定の範囲で特定されている。	ア) - エ)及びカ)は、毒ガス弾等の情報については、旧軍資料及び連合軍資料であり、数(数量)はほぼ一致している。 オ)は昭和48年調査結果である。			
	1-1-2		米軍千歳キャンプ第3基地の事案	なし (被災情報がある)	なし	・被災事故のあった米軍千歳キャンプ第3基地は、現在の陸上自衛隊東千歳駐屯地である。	・空ボンベを洗浄中残っていた液の腐蝕性ガスにより作業員20数名が被災し、作業を手伝った自衛隊員も軽いガス中毒をおこしたとの複数の新聞報道がある	・被災情報に係る地域は、自衛隊敷地のため、一般の利用は制限される(自衛隊敷地付近に民家は確認されていない)。		
2	1-2	北海道	美幌町の事案	なし (保有情報がある)	ア)「毒ガス弾は網走港沖合いに投棄したことを同僚に聞いたとの情報がある(新聞報道)。 イ)当時作業に携わった部下の話では、爆弾は全部網走の海に捨てたと聞いているので多分毒ガス弾も混じっていたものと自分なりに判断したとの証言情報がある。 ウ)上司から通常弾は網走沖に投棄、ガス弾は屈斜路湖に投棄するとの命令を受けたとの証言情報がある(本人は積込作業に従事したのみ)。 エ)終戦時に第41海軍航空廠(千歳・美幌)にマスタード60kg爆弾217発が存在していた。 カ)終戦時に第41海軍航空廠(美幌)には60kg爆弾(通常弾含む)が1,060発存在していた。	・旧第41海軍航空廠の位置は特定しており、現在は陸上自衛隊の敷地内に該当する(一部を除く)。 ・第41海軍航空廠との関連は不明だが、戦時中第1~3美幌航空基地が存在し、その位置も特定されている。	ア)元航空廠海軍伍長の証言情報 イ)航空廠に勤務した軍属による証言情報 ウ)同じ証言者が新聞で証言した内容 エ)航空廠防護班に勤務したの軍属による証言情報 オ) - キ)米軍資料、引渡目録、旧軍資料)	・第41海軍航空廠との関連は不明だが、第3美幌航空基地(小清水町)に化学兵器整備場が存在したとの情報がある。 ・駐屯地周辺は農地または原野であり、まとまった集落はない。		
3	1-6-1	北海道	留萌市(峠下)の事案	ア)昭和20年8月18-20日に陸軍兵器補給廠厚別常駐班保有の毒ガス弾(くしゃみ剤)貨車約5輦分を山中の廃坑内に埋設し、爆破したとの証言情報がある。 イ)毒ガス弾を埋設、爆破処理したことを聞いたことがあるとの証言情報がある。 ウ)昭和20年8月25日~10月のうち1日(あるいは数日間)に、埋設場所付近まで運搬したとの証言情報がある。	なし	ア)埋設、爆破したとされる具体的な施設名称、地形、距離に関する情報がある。 イ)、ウ)運搬に従事した住民による具体的な地形や距離に関する情報がある。 ア) - ウ)埋設・爆破処理したとされる場所に係る証言情報は3ヶ所ある。	ア)埋設、爆破を指揮した元陸軍兵器補給廠厚別常駐班曹長による証言情報。 イ)元陸軍満州16222部隊所属の帰還兵が営林署の監督官から聞いたという証言情報。 ウ)毒ガス弾運搬に従事した住民による「運搬後、自宅で爆発音を聞いた。そのときは、目やのどが痛み、鼻水が出た。山の木の芽が出ず、稲も枯れた」との証言情報がある。 ア) - ウ)具体的な搬入ルートに係る情報がある(ただし、それぞれは合致しない)。 ・海中処分を図り、小樽沖で2輦分を処理したが、5輦については計画を変更し、留萌で爆破処理されたとの証言情報(新聞報道)がある。 ・爆破後(昭和20年11月)に、爆破処理現場に行った住民によれば、「ジュースの空き缶のようなものが散乱していた。くしゃみや鼻水に苦しんだ。」との証言情報がある。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・処理されたとされる毒ガス弾は、貨車約5輦分と大量である。 ・該当場所は山中で、一般的には人の出入りは少ないものと考えられ、林業等による利用の可能性はある。	・毒ガス弾等の廃棄に係る坑の位置が特定できていないため、空洞を探索するための物理探査の可能性について検討する。	
	1-6-2		留萌市内の事案	なし (発見情報がある)	なし	発見場所は一定の範囲で特定されているが、具体的な発見場所は特定できていない。	・昭和37年6月にくしゃみ製ガス(弾)1本が発見され、自衛隊が処理したとの防衛庁資料がある。	・発見場所には戦前から利用されている倉庫及び、引込み線が確認されている。	・この地区については、区分と同等の対応	

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
 切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
 現時点では情報不足であり、評価ができない
 現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
4	1-7	北海道	根室市の事案	なし (保有情報がある)		ア)兵器補給廠に勤務していた軍人から、市内の壕に毒ガスがあったようだと話を聞いたとの情報がある。 イ)毒ガス弾との関連は不明だが、空襲後に弾薬類は分散保管されたとの情報がある。	・毒ガス弾があったとされる壕の所在地は一定の範囲で特定されている。 ・毒ガス弾との関連は不明だが、弾と思われるものが存在し、空襲を避けるために市内の4ヶ所に分散したとの証言情報がある。なお、それぞれの場所は一定の範囲で特定されている。	ア)証言者(元陸軍兵器補給廠所員)による兵器補給廠に勤務していた軍人からの伝聞情報 イ)証言者(元陸軍兵器補給廠所員)による証言情報 ウ)記録資料等	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 イ)毒ガス弾との関連は不明だが、武器弾薬は米軍に引渡すこととなり、集積後、沖合いに投棄したとの情報がある。 ウ)戦時中は北方軍への兵站部隊があり、軍需物資の集積が盛んであった。		
5	1-14-1	札幌市	札幌市(北海道陸軍兵器補給廠厚別常駐班)の事案	なし (保有情報がある)	ア)、イ)終戦時に厚別弾薬庫が保有する大量のあか筒を小樽沖に海洋投棄及び留萌市内の廃坑に埋設・爆破したとの情報がある(1-6-1峠下の事案との関連)。	ア)厚別弾薬庫等に毒ガス弾等が存在していたとの証言情報がある。 イ)厚別弾薬庫では大量のあか筒を保有していたとの情報がある。	・旧厚別弾薬庫の跡地は特定されている。	ア)証言者(元陸軍兵器補給廠厚別常駐班書長)による情報 イ)書籍・フォローアップ調査報告書	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・貨車7輦の大量のあか筒の処分情報である(1-6-1峠下の事案との関連)。 ・札幌の副都心として開発が進んでおり、商業施設、公共施設、団地がある。		
	1-14-2		札幌市(第6陸軍技術研究所札幌研究室)の事案	なし (保有情報がある)		ア)第6陸軍技術研究所札幌研究室が存在し、青酸の研究を行っていたとの情報がある。	該当場所に関する情報がある	ア)旧軍関係者が戦後記した資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。		
	1-14-3		札幌市(旧北海道立工業試験場)の事案	なし (発見情報がある)	イ)発見されたホスゲン容器1個及び毒ガスサンプル6個は、自衛隊によりコンクリート詰めにした後海中投棄されたとの情報がある。	ア)旧道立試験場の移転の際、倉庫内にあった毒ガスサンプル等(入手経路は不明)を自衛隊に引渡したとの証言情報がある。	・旧試験場の場所は特定されている。	ア)証言(元試験場職員) イ)記録資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・現状では旧軍との関連情報は無い		
6	2-2-1	青森県	むつ市(大湊地区)の事案	なし (保有情報がある)	カ)昭和20年8月に到着した毒ガス弾は、海中投棄されたとの情報がある。 キ)むつ湾に投棄したとの情報がある。 ク)爆弾や毒ガス等を津軽海峡等に投棄したとの情報がある。 エ)地元の戦史研究家によれば、「米軍から大湊地区の毒ガス弾3,000個の処分について参照があり、2,000個は海中処分、1,000個は北海道に運ばれたとの情報がある」と記しているが根拠(情報の出典)が示されていない。 オ)終戦時に弾薬類を処理した元海軍一等兵は、「特殊弾薬が2,000個存在した。イペリットが約500発でクシャミ性、催涙性のももあった」と証言している。 カ)元大湊警備府司令長官は、昭和20年8月に毒ガス弾2000発が到着しその後、陸奥湾に投棄したと証言している。 ケ)証言者によれば、弾薬庫に特種爆弾等が格納されていた。	ア)終戦時大湊警備府に毒ガス弾2,000発保有されていた。 イ)終戦時20年9月9日にイペリット充填爆弾約3,000発が保有されていた。 ウ)終戦時、航空廠では60キロ毒ガス弾200個が保有されていた。 エ)戦史研究家によると60kgイペリット爆弾が2,000発保有されていたとの情報がある。 オ)終戦時に弾薬類を処理した元海軍一等兵は、「特殊弾薬が2,000個存在した。イペリットが約500発でクシャミ性、催涙性のももあった」と証言している。 カ)元大湊警備府司令長官は、昭和20年8月に毒ガス弾2000発が到着しその後、陸奥湾に投棄したと証言している。 ケ)証言者によれば、弾薬庫に特種爆弾等が格納されていた。	・毒ガス弾等の保有場所は、2箇所特定されている。	ア)昭和48年調査 イ)-キ)旧軍資料、市史、書籍など エ)本(大湊警備府沿革史) オ)元海軍一等兵による証言 カ)元大湊警備府司令長官による証言 キ)元航空廠勤務者の証言 ク)市史 ケ)元大湊防備隊甲板下士官の証言	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・現在のところ、陸域では毒ガス弾等の発見・被災・処理情報は確認されていない。 ・北海道に毒ガス弾等が移送されたとする情報については、詳細は不明である。		
	2-2-2		むつ市(大曲地区)の事案	なし (毒ガス弾との関連が不明確な埋設情報がある)		なし	・該当場所は一定の範囲で特定されているが、埋設場所は不明。	ア)埋設を行った本人(元海軍二等兵)による証言 ・火薬の加工を行っていた(施設名称不明)施設が存在したとされ、また近隣の町に当時軍需部等軍事施設が存在していた。 ・証言者の所属(毒ガスを保有していた部隊など)や運び出した場所等は不明。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・トラックでドラム缶(中身不明)数十本を2回にわたり運び込み、埋設したとの情報があるが、この情報に関しては、ドラム缶の中身自体が不明であり、毒ガス弾等の関連があるかも不明確。 ア)埋設場所には合計100~200本のドラム缶があったとの情報がある ・大曲地区には火薬等の加工を行っていたとの情報がある。また、近隣の町に大湊海軍軍需部の倉庫が存在していたとの情報がある。		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
7	4-1	宮城県	女川町の事案	なし	イ) 発見された弾は、米軍の300ポンド爆弾に形状が似ていたとの情報がある。 ウ) 自衛隊がセメントで処理(埋設)をした後、再び掘りかえし、搬出したとの情報がある。	なし	・発見、処理を行った場所は一定の範囲で確認されている。	ア) - オ) 自治体や自衛隊等の記録資料	ア) 昭和52年7月にダイバーが発見した弾を自衛隊が引き揚げたところ、黄色状のガスが噴出し、からしに似た刺激が混同した臭いがしたので、毒ガスかどうか不明だったが、毒ガス弾等の可能性を考慮し、自衛隊がコンクリート詰めにし、埋設したとの情報がある。 オ) 空襲により港内に艦艇4隻が沈没していた。ただし、昭和32年までに引き上げを終了した。		
8	7-1	福島県	いわき市の事案	なし (保有情報がある)	イ) 錦分廠にあった各種ガスは1946年2月11日前後に米軍の監督指揮により海中処分された(投棄場所不明)との情報がある。 ・当該近傍の井戸でクロロアセトフェノンの分析を行った結果非検出であった(当該民間会社調査結果)。	ア) 相模海軍工廠が民間工場の一部を徴用し疎開工場としていた。 イ) 昭和20年に塩化アセトフェノン35.5tが存在していた。 ウ) 昭和20年に催涙ガス35.5が存在していた(39.5が35.5と修正されている)。 エ) 昭和20年に1号特薬36.5トンが存在していた。 オ) 昭和20年に催涙ガス39トンが存在していた。 カ) 昭和20年に塩化アセトフェノン35トンが存在していた。	・旧錦分廠跡地は、特定されている(現在民間企業)。	ア) 文献資料(相模海軍工廠) イ) 旧海軍省が作成した資料 エ) 旧軍資料 オ) 旧軍資料 カ) 旧軍資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・民間工場周辺は、住宅地等が存在する。 ・錦分廠についての記載はないが、旧軍の兵器、弾薬や毒ガス弾等について「銚子沖に処分する弾薬は福島県、長野県、及び静岡方面から貨車輸送された」との情報がある。 ・現在のところ、毒ガス弾等の発見、被災、処理情報は確認されていない。		
9	8-1	茨城県	水戸市の事案	ア) 練兵場内の塹壕に毒ガス(催涙ガスらしきもの)を埋設したとの証言情報がある。 イ) 練兵場内で教育用イペリット少量を焼却したとの情報がある。	イ) 燃焼したイペリットは少量であるとの情報がある。 ウ) 毒ガス訓練ではイペリットは使用していないとの証言情報がある(元兵士の証言情報) ・練兵場の場所では土地改変が行われている。	ア) 訓練用の瓦斯室の存在に関する情報がある。	ア)、イ) 埋設、焼却情報のある練兵場の場所は特定されているが、埋設場所、焼却処理場所は特定できていない。 ア) 瓦斯室の位置に関しては具体的な場所に関する証言情報がある。	ア) 埋設情報は匿名のはがき(元東部37部隊員)によるものであるが、そこに示されている場所に係る情報(碑: 尼港事件殉難者記念碑)等は、現地の状況に合致する。 イ) 焼却したとの情報は、昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」に掲載されている。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・埋設された毒ガスの種類、量は不明である。 ・旧練兵場の場所は、運動公園及び住宅地等である。		・当該リスク情報が匿名のはがきによるものであり、信頼性が相当程度低いと考えられること及び該当地域についてはすでに土地改変が行われているものの発見情報等が存在しないこと等を総合的に勘案し、区分とした。
10	10-1	群馬県	榛東村の事案	ア) 催涙ガス弾、ホスゲン弾、イペリット弾が入った弾薬箱30箱程度を演習地に埋設したとの証言情報がある。		イ) 「特殊弾格納庫」、「真毒消毒所」の存在に関する記録資料がある。	・当該埋設地点を具体的に特定するには至っていない。	ア) 埋設した本人(元前橋陸軍予備士官学校の見習士官)による証言情報である。 ア) 証言ではガス庫から運んだとの情報があり、文献情報(特殊弾格納庫の存在が示されている)と合致する。 イ) 旧軍関連資料(前橋陸軍予備士官学校校内配置図)による。 ・昭和35年にガス容器1個が発見されている(防衛庁資料)。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・該当場所は現在自衛隊の敷地内であり、関係者以外の立入は制限される。		・引き続き、該当地点を具体的に特定するための情報収集を継続する。

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
11	10-2-1	群馬県	沼田市(第6陸軍技術研究所赤城分室)の事案	なし (保有情報がある)		ア) 第6陸軍技術研究所赤城分室が存在し、試験材料を管理していた。	イ) 旧第6陸軍技術研究所赤城分室のあった場所は特定されている。	ア) 旧軍関係者が戦後記した資料 イ) 埋蔵文化財調査報告書	・第6陸軍技術研究所赤城分室(沼田兵舎)跡地に一部かかる閑越自動車道の建設現場で発見された遺跡の発掘調査では、不審物は発見されていない。 ・近隣の旧迫撃第1連隊、旧赤城演習場との関連は不明		
	10-2-2		沼田市(迫撃第1連隊)の事案	なし (保有情報がある)		ア) 戦時中に迫撃第1連隊(毒ガス戦部隊)が存在したとの情報がある。 ウ) 「毒ガス(毒ガス弾・爆弾・缶・つば・瓶・筒で、具体名はなし)の種類等は教育上あったことは承知した」との情報がある。	イ) 旧迫撃第1連隊が存在した場所は特定されている。	ア)、イ) 自治体等の記録資料 ウ) 元陸軍中尉(元迫撃第1連隊関係者)のアンケート記載内容	・迫撃第1連隊跡地は、現在教育施設、周辺は公共施設、住宅等となっている。 ・迫撃第1連隊跡地にある施設は、昭和35年、36年に3階建て公舎として建設され、その際土地改良が行われている。		
	10-2-3		陸軍赤城演習場の事案	なし (保有情報がある) (不明弾の発見情報がある)	・群馬県が過去に実施した地下水調査(19ヶ所)では異常は見られていない(1点でヒ素0.006mg/Lを検出したが、それ以外はND(0.005mg/L未満)で、いずれも環境基準以下)	ア) 「赤城演習場は迫撃第1連隊と習志野学校が共有した毒ガス専用の演習場であった」との情報がある。 イ) 「同演習場は陸軍習志野学校の実物使用演習場に指定され、びらん剤の特別指定地域が存在し、毒ガス訓練が行われていた」との情報がある。	・左記演習場の場所は特定されているが、非常に広い。	ア) 埋蔵文化財事業団の報告 イ) 元陸軍習志野学校関係者が記した文献資料	ウ) 昭和31年5月に旧赤城演習場で発見された砲弾(詳細不明)1発が海洋投棄されたとの記録資料がある(防衛庁資料)。 ・該当場所は戦後農地として返還され、一部に運動公園がある。		
12	11-1	さいたま市	さいたま市の事案	なし (保有情報がある)	イ) 県用地では全シアンは非検出であった。	ア) 第6陸軍技術研究所と野研究室が存在し、青酸の合成を研究していたとの情報がある。	・第6陸軍技術研究所と野研究室が存在したとされる民間研究所の所在は確定できなかったが、名称が酷似する民間企業が存在していたことを確認した。現状ではその場所は民有地及び県用地となっている。	ア) 旧軍関係者が戦後記した資料 イ) 自治体資料	・本事案との関連は不明であるが、地歴情報として、県用地(土壌)では、砒素の溶出量が基準値を越えたため、汚染処理を実施している。		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
 切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
 現時点では情報不足であり、評価ができない
 現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報				
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等				
13	12-6-1	千葉県 千葉市	千葉県・千葉市(旧陸軍演習場)の事案	ア)習志野学校が陸軍演習場において迫撃砲により弾を撃ち、地面にめり込む状態になるように処理したとの証言情報がある(本人によると、古兵から3,000発を処分すると聞いた。ドラム缶から液体を流し込む作業を目撃したとも証言している)。イ)迫撃弾を下志津原の池に撃ちこんだとの伝聞情報がある。ウ)「2中隊の自動砲たまは志もせず原に打ち込んだ由」との伝聞情報がある。	ア)3,000発については毒ガス弾かどうかは不明。また、ドラム缶から液体を流している情報については、液体が毒ガスであるかは不明である。	ア)長沼地区は、旧陸軍演習場(下志津射場)の範囲内である。(ドラム缶から液体を流している地域は不明)	・左記の迫撃砲の処理情報との関連は不明であるが、同所付近でイペリット弾が発見された場所は一定の範囲で特定されている。 ・証言情報に地理的に合致する陸軍演習場は下志津演習場であるが、その範囲は広大である(千葉市、四街道市)。	ア)砲弾を射撃処理した本人(習志野学校所属)による情報である。 ア)飛行機の離着陸が見えたとの場所に係る情報がある。当時近隣には、下志津飛行場が存在している(地形図)。 ア)3,000発の処理情報については、古兵からの情報 イ)元陸軍習志野学校伍長の証言情報 ウ)同上の方のアンケート記載内容 ウ)戦友からの情報である。沼に撃ちこむまでの経緯があり、具体的な名前の証言は無いが、街道沿いの沼の存在は証言と合致している。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・該当地域は、住宅、工場、農地、雑木林、未利用の裸地などが存在している。 ・昭和37年8月21日にイペリット弾9発が旧陸軍演習場内で発見されている。 ・昭和37年8月21日に旧陸軍演習場内で発見されたイペリット弾による被災事例がある。 ・下志津原には終戦時、沼が存在した。なお、現在は埋立てられ宅地となっている。	・引き続き、該当地点を具体的に特定するための情報収集を継続する。
	12-6-2	千葉市	千葉市(旧陸軍防空学校)の事案	なし	・旧陸軍防空学校敷地(南側)では、土地改変が行われている。 ・旧陸軍防空学校敷地(南側)では、遺跡の試掘調査を実施しており、毒ガス弾等の埋設に関する情報は無かった。 ・旧陸軍防空学校敷地(北側)では、毒ガスに関連する情報は無い。 ・平成16年に、旧陸軍防空学校跡地において、公務員宿舍建替えに伴い地中障害物確認調査を行ったが、危険物は確認されなかった	ア)旧陸軍防空学校の図面に「化学戦資材庫」、「特殊弾倉庫」が記載されている。	・毒ガスに関連する施設は、旧陸軍防空学校敷地(南側)に存在する。	ア)旧軍記録資料等 イ)イペリット缶、イペリット容器の発見情報のある場所は特定されている(旧陸軍防空学校南側。現在社宅)。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 イ)昭和45年にイペリット缶8個が発見され自衛隊により処理されている。発見にかかわる情報は当時の新聞情報等である。 ・発見情報のある場所の東側では団地の建替え工事を行っているが今後も工事の予定がある。	・この地区については、区分と同等の対応
	12-6-3	千葉市内	千葉市内の事案	なし(発見情報がある)	ア)発見されたイペリットとシアン化水素のアンブル100本は、警察によって海中投棄されたとの記載がある。	なし	・発見場所は特定されていない	ア)昭和45年12月にイペリットとシアン化水素のアンブル100本が発見され自衛隊が処理したとの情報がある。 ア)防衛庁資料		・この地区については、区分と同等の対応
14	13-1	東京都	新宿区の事案	イ)旧第6陸軍技術研究所跡地付近の住民から昭和20年12月に「イペリット爆弾」80発を地中に埋めているのを見たとの証言情報が平成4年に浮上した。	ア)証言(元第6陸軍技術研究所所長)によると終戦時に消毒・中和・焼却などにより化学兵器を廃棄したと記載されている。 イ)については、該当場所で物理探査が実施されているが、毒ガス弾等は確認発見されていない。	ア)終戦時にイペリット・ルイサイト・青酸0.1tが保有されていたとの証言情報がある。 ウ)チャ剤、イペリット、ホスゲン等を保有していたとの証言情報がある。 エ)旧第6陸軍技術研究所には、「特殊弾薬庫」、「瓦斯弾庫」、「瓦斯弾格納庫」、「化成容器格納庫」、「小製造実験室」、「化学兵器性理研究室」、「爆発井」等の施設が存在する(また、米軍資料には「毒ガス倉庫」や毒ガスに係る研究施設の名称が存在している)。	イ)平成4年の埋設情報の位置は一定の範囲で特定されている。 ウ)、エ)旧第6技術研究所の毒ガス関連施設の具体的な場所は特定されている。	ア)は元第6陸軍技術研究所長の証言である。ア)で、廃棄に関する情報では消毒・中和・焼却との情報があるが、その後同施設の存在した地域からイペリット・ルイサイト缶が発見されている。また、旧軍資料で中和や焼却による廃棄を指示した資料が得られている。 イ)平成4年の証言は、旧第6陸軍技術研究所跡地付近の住民によるものである。 ウ)の証言者は元第6陸軍技術研究所第1課に勤務していた。 エ)旧第6技術研究所の施設に関しては、旧軍関係者の証言情報、米軍資料や公文書資料等の記録資料複等の複数の情報がある。 ・昭和30年にイペリット・ルイサイトの缶12個が発見されたとの情報がある。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった ・旧第6技術研究所跡地周辺は、住宅や集合住宅が密集している。 ・ほとんどの地域は舗装されている(公園等を除く)。 ・本事案との関連は不明だが、平成4年頃、同所付近の工事現場から土壌を採取した住民の手がかぶれたとの情報がある。なお、同現場からはピンが数本発見されたとの情報もある。 ・昭和30年のイペリット・ルイサイトの缶12個の発見場所・処理方法は不明である。	・物理探査の可能性についても検討する。

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
15	14-3	神奈川県	湯河原町の事案	なし (保有情報がある) (被災情報がある)	<p>エ) 保有する毒ガス弾等の若干を海中に投棄、大部分は、第6陸軍技術研究所本部に搬送したとの情報がある。</p> <p>オ) 陸軍の船から鉄製容器7~8本を海中に投棄したとの記載がある。</p> <p>カ) 父親が、軍隊で毒ガスの研究をしており、「トラックでホスゲン、イペリットを運搬し、湯河原沖に投棄した」と聞いたとの情報がある。</p> <p>キ) 「昭和19年8月下旬、(保有していた毒ガス等を)習志野に移送後不明」との情報がある。</p>	<p>イ) 第6陸軍技術研究所の出張所を開設し、毒ガス(イペリットやホスゲン)の動物実験、毒物管理、治療法の研究を行ったとの情報がある。</p> <p>ウ) イペリット、ルイサイトの鉄がめ20個、ドラム缶30缶を保有していたとの記載がある。</p> <p>キ) 昭和18年8月下旬まできい剤(ボンベ)、あお剤(瓶、缶)ちゃ剤(瓶、缶)を保有していた(量は不明)との情報がある。</p>	<p>・ 同出張所の範囲は一定の範囲で特定されている。その後その場所には、診療所が建設されたが現在は、公園、保育園、住宅となっている。</p>	<p>イ) 旧軍関係者が戦後記した資料</p> <p>ウ) 第6陸軍技術研究所出張所所長の証言情報</p> <p>オ) 元第6陸軍技術研究所関係者による証言情報</p> <p>カ) 当時毒ガスの研究をしていた父親からの伝聞情報</p> <p>キ) 元第6陸軍技術研究所吉浜出張所関係者(雇員)に対するアンケート調査結果</p>	<p>ア) 4-5歳頃(終戦後)に該当施設付近の廃材に座ったところ、数日後に足に火傷のような症状が出て、さらに肝臓が冒され体全体が黄色くなった。該当施設の軍医に相談したところ、「イペリットの被害で火傷は残る」と言われた。肝臓はなかなか回復せず苦労した。火傷の痕は現在は消えたが、だるさは残っているとの住民の証言情報がある。</p> <p>・ 現状では埋設情報等は存在しない。</p> <p>・ 毒ガスの移送や海洋投棄に係る情報との関連を考慮する必要がある。</p> <p>・ 同町内では、不審瓶の発見事案がある(第6陸軍技術研究所吉浜出張所からは約2kmの距離がある)。</p>		
16	14-4	神奈川県	第2海軍航空廠(厚木)の事案	なし (保有情報がある)	<p>ウ) 米軍資料では、米軍進駐前に旧軍によって廃棄済みであったと報告しているが、どこに廃棄したかについては記されていない。</p>	<p>ア) 昭和20年第2海軍航空廠(厚木)には60kgガス爆弾が8,852発存在していた。</p> <p>イ) 各種60kg爆弾、70kg爆弾、30kg27号爆弾が合計205発存在していた。</p> <p>ウ) 60kgイペリット爆弾8850発が存在していたとの米軍資料がある。</p>	<p>・ 旧軍施設図等により第2海軍航空廠厚木補給工場施設が存在した場所は特定されているが、毒ガス関連施設の情報はない(同補給工場が存在した場所は、神奈川県大和市、綾瀬市、藤沢市、海老名市に点在している)。</p>	<p>ア)、イ) 引渡目録等の資料</p> <p>ウ) 米軍資料</p>	<p>・ 8,850発の保有情報については何処に廃棄したかは不明。</p>		

評価区分

- 毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
- 切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
- 現時点では情報不足であり、評価ができない
- 現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報				
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等				
17	14-7-1	神奈川県	横須賀市(衣笠山)の事案	ア)イペリット缶を4~5本を埋設したとの証言情報がある。 イ)訓練時には、催涙剤、くしゃみ剤を使用したとの証言情報がある。 ウ)近隣の川原で毒ガスの訓練をしていたとの証言情報がある。	ア)に関しては、米軍が掘り出して持っていたかもしれないとの情報がある。 ・衣笠山では一部が公園として整備が行なわれている(遊歩道等)。	エ)本事案との関連は不明であるが、横須賀海軍軍需部の衣笠公園下倉庫には、「3号除毒剤」が200本存在した。	ア)埋設した本人によると衣笠山山中のバラックの兵舎の横脇に埋設したとの証言情報がある。 ・現状では、埋設した場所を具体的には特定できない。	ア~ウ)埋設した本人(元特別陸戦隊員)による証言。 エ)旧軍資料(引渡目録)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・衣笠山は、大部分が公園として利用されており、裸地が多い。	・物理探査の可能性についても検討する。
	14-7-2		横須賀市(横須賀海軍軍需部)の事案	なし (保有情報がある)	ア)約30000個のクシャミ剤の型薬缶は昭和20年9月2日以前に海中投棄されたと推定されたとの情報がある。 イ)右記の「化学兵器格納所」等は引渡目録に記載があるが、そこに何が保管されていたのかについての記述はない。	ア)昭和20年8月1日の時点で、塩化アセトフェノンが52.5トン存在した。 ア)終戦時にクシャミ剤の型薬缶が約30000個貯蔵されていた。	・横須賀海軍軍需部は10ヶ所以上の本部、倉庫に分散していた。 イ)そのうち、「化学兵器格納所」、「第9火工兵器庫」、「瓦斯兵器格納所」、「瓦斯兵器格納所」の所在場所が特定されている。	ア)旧軍資料 イ)旧軍資料(引渡目録)	・該当場所の一部は、現在米軍、自衛隊に利用されている。また、民有地や教育施設も存在する。	・この地区については、区分と同等の対応
	14-7-3		横須賀市(第2海軍航空廠)の事案	なし (保有情報がある)	・旧海軍省が記した資料には、国内各旧海軍航空廠に存在した爆弾装填用缶は、昭和21年8月までに米軍監督・指示により海中投棄されたと記されている。なお、どの海域に投棄されたのかについての情報は無い。	ア)終戦時に60kg爆弾(通常、陸用、1号、2号、3号、21号)・70kg爆弾(6号)・30kg爆弾(27号)が合計4801発存在した。	・該当施設は横須賀市内の数箇所に分散していたとの情報がある。 ・毒ガス関連の施設は特定されていない。	ア)旧軍資料(引渡目録)		・この地区については、区分と同等の対応
	14-7-4		横須賀市内の事案	なし (保有情報がある)		ア)「戦後、旧砲術学校に行った折、防空壕の中に、着色した液体の入った長さ20cm直径4cmのガラス筒が3本入ったアルミケース100-200個をみた。液体の色は薄い水色、黄色等で、綿に包まれていた。」との情報がある。	・特定されていない 久里浜には砲術学校は存在していないが、市内の別の場所2箇所に砲術学校が存在していたことは確認している。		・これまでのところ、久里浜に砲術学校が存在していたとの情報は存在していない(久里浜には横須賀海軍工作学校が存在している)。	・この地区については、区分と同等の対応
	14-7-5		横須賀市(横須賀港)の事案	なし (発見情報がある)			イ)に係る引き揚げた場所は一定の範囲で特定されているが、解体中に被災した場所については不明である。また、イ)以外の発見場所についても不明である。	ア)昭和29年に数ヶ月に分けて、横須賀港でイペリット弾が合計307発以上発見された(記録資料)。 イ)横須賀港から引き上げた126個の60kg爆弾を解体中、1発から液体が漏洩して異臭を感じ、作業員5名が被災した。調査の結果イペリットと判明した(処理については記録が不明確)(記録資料)。 イ)引き揚げ業者によれば「海底には爆弾が500個くらいある(昭和29年当時)」との証言情報がある。		
18	14-8	神奈川県	逗子市の事案	なし (保有情報がある)	・右記保有弾等は引渡目録に記載がある。	ア)終戦時に「手投涙弾甲」大4000発、同小6000発、催涙筒25個を保有していた。	・保有情報に係る久木倉庫の場所は一定の範囲で特定されており、手投涙弾及び催涙筒の保管していた場所も特定されている。	ア)旧軍資料(引渡目録)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・該当場所は米軍人家族の住宅地となり、一部返還された部分は教育施設や公園等になっている。	

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
 切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
 現時点では情報不足であり、評価ができない
 現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
19	14-9	神奈川県	茅ヶ崎市の事案	なし (発見情報がある)	イ) 昭和58年に発見された109個の催涙手榴弾等は演習場で晒粉乳液で除染したとの情報がある。		・発見場所を含めた該当場所は特定されている。	ア) 新聞報道 ・昭和58年6月に該場所の建設工事中に300発以上の手榴弾らしいものが発見され、うち1個が破損した際作業員1名が手に軽い火傷を負い、作業2名が目痛みを訴えた。その後、塩素系の催涙弾と判明し、調査の結果、119個の塩素系の催涙ガス手榴弾と86個の小銃弾が発見された(新聞報道)。 イ) 防衛庁資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ア) 「該場所は昭和20年5月から4ヶ月間旧海軍砲術学校があり、その際に埋められたものと見られる」との新聞報道がある。 ・現在は教育施設になっている		
20	14-11-1	横浜市	横浜市(第2海軍航空廠瀬谷補給工場・横須賀海軍軍需部[瀬谷])の事案	なし (保有情報がある)	ク) 旧海軍省が記した資料には、国内各旧海軍航空廠に存在した爆弾装填用缶は、昭和21年8月までに米軍監督・指示により海中投棄されたと記されている。なお、どの海域に投棄されたのかについての情報はない。 コ) 新聞記事によると当時の海軍瀬谷補給廠にあった毒ガス弾については『あまりにも過去のこと。確認できる記録を発見できなかった。現在の上瀬谷通信基地には存在しない』と返答したとの記載がある。	ア)、イ) 昭和20年9月9日時点で横須賀海軍軍需部(池子・瀬谷)にはイペリット充填爆弾約10,000発、中口径砲用型薬缶(くしゃみ、催涙)約30,000個、催涙剤52000kgが存在していた。 ウ) 終戦時に瀬谷にはマスタード60kg爆弾5680発が存在していた。 エ) 終戦時に神奈川県瀬谷の第2海軍航空廠には6番1号爆弾が8825発存在していた。 オ) 相模海軍工廠で生産された60kgマスタードガス爆弾のうち瀬谷には8825発が存在していた。 カ) 昭和20年10月に瀬谷の倉庫には60kgイペリット爆弾約4000発が存在していた。 キ) 終戦時、海軍航空廠瀬谷工場にはイペリット150.5t存在していた。 ケ) 元海軍大佐は「戦時中に3号特薬(糜爛剤)を約2万発用意し、半数を瀬谷火薬庫と耶馬溪の洞窟内にそれぞれ貯蔵した」と記している。 サ) 元相模海軍工廠関係者は、「(相模海軍工廠の)第3工場で仕上げられた毒ガス爆弾は、廠内の引き込み線でどこかへ運ばれていた。当時同じ作業に従事していた工員同士の噂では、上瀬谷(横浜市)の倉庫に貯蔵しているのだという話を聞いた」との情報がある。	・瀬谷における旧第2航空廠及び、旧横須賀海軍軍需部は、一定の範囲で特定されている。また、「特薬庫」、「特薬筒」が存在した場所も特定されている。	ア) - ク) 旧軍資料、米軍資料を含む記録資料 ケ) 元海軍大佐(化学兵器等の研究生産担当主務者)の回想録 コ) 新聞報道 サ) 元相模海軍工廠関係者に対するアンケート調査結果	・旧軍施設跡地は、現在米軍敷地内ではあるが、オペレーション地区・住宅地区等は、囲障が設けられ、立入禁止区域とされているが、その他の区域は、提供条件として農耕が認められていることから、その範囲内での立ち入りが許可されている。		
	14-11-2		横浜市内の事案	なし (発見情報がある)			・場所は特定されていない	ア) 防衛庁資料	・同地区の教育施設敷地内には「昭和19年9月から昭和20年8月まで海軍の重要な施設が集中し、地下施設と呼んでいた」との情報がある。 ア) 昭和37年7月横浜市日吉でイペリットボンベ1個が発見され、自衛隊が出動したとの情報がある。		
	14-11-3			逗子市・横浜市(第2海軍航空廠・横須賀海軍軍需部[池子])の事案	なし (保有情報がある)	ウ) 旧海軍省が記した資料には、国内各旧海軍航空廠に存在した爆弾装填用缶は、昭和21年8月までに米軍監督・指示により海中投棄されたと記されている。なお、どの海域に投棄されたのかについての情報はない。	ア)、イ) 昭和20年9月9日時点で横須賀海軍軍需部(池子・瀬谷)にはイペリット充填爆弾約10,000発、中口径砲用型薬缶(くしゃみ、催涙)約30,000個、催涙剤52,000kgが存在していた。 ウ) 第2海軍航空廠横須賀補給工場(池子)には1号60kg爆弾が2496(10811)発存在していたとの情報がある。	・場所は一定の範囲で特定されている。 エ) 終戦後、旧第2海軍航空廠横須賀補給工場池子火薬庫跡地のほぼ全域が米軍住宅及び補助施設となっている。	ア) - エ) 旧軍資料		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
21	15-1-1	新潟県	五泉市の事案	ア) 研究所のような施設では終戦時に書類やガラス瓶(中身は不明)を地中に埋設しているのを目撃したという話を聞いたとの証言情報がある。	ア) 研究所のような施設は第6陸軍技術研究所五泉分室との確認は取れて無く、また、ガラス瓶の中身は不明である。 ・近隣の市に第6陸軍技術研究所と似た名称を有する旧軍関係機関が疎開していたとの情報がある(近隣の市の学校資料に戦時中、同学校が『陸軍の第6研究所』に接収されたとの情報がある)。	イ) 第6陸軍技術研究所五泉分室では、ガス性状、ガスの検知体系を研究していた(所在地は不明)。	・埋設情報がある地区は、戦時中軍が接収していた場所で、具体的な地区が特定されている。 ・第6陸軍技術研究所が新潟県五泉に疎開していたとの情報がある。	ア) 埋設を目撃した人からの伝聞情報で、防毒マスクの目撃(同じ人物からの伝聞)も含まれている。 イ) 元第6陸軍技術研究所関係者が戦後記した資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・埋設情報ある地区は、現在、住宅地・事務所等になっている。 ・五泉市内の河川付近では、ドラム缶を開けた少年が被災したとの情報がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・当該情報に係る埋設物が毒ガスかどうか自体が明確でないこと、 ・当該情報に係る地区が具体的に特定されており、かつ、当該地区に住宅等が存在することから、仮に毒ガスであったとしても当該土地管理者に対し土地変更時の留意事項を徹底することにより安全性を担保できること等にかんがみ、区分とした。
	15-1-2		五泉市(河川)の事案	なし (被災情報がある)			・被災情報に係る地域は一定の範囲で特定されている。	ア) 「昭和21年7月頃、該当場所で水泳をしていた子供たちが捨てられていたドラム缶を発見した。中には液体と鉛の棒が入っていた。鉛の棒を引き上げたときに液体が少年にかかり、その部位が焼け爛れ、周りの少年も火傷を負った。ドラム缶は暫く放置された後、米軍が穴をあけ、焼却した」との証言情報がある。 ア) 記録資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ア) 該当の河川では昭和30年代に蛇行部を直線化する工事が実施されている。 ア) 該当の箇所(橋の下流部)も昭和22-23年と昭和40年で河道が変化している。		

評価区分
 毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
 切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
 現時点では情報不足であり、評価ができない
 現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
22	16-1-1	富山県	高岡市(第6陸軍技術研究所高岡出張所)の事案	なし (保有情報がある)	<ul style="list-style-type: none"> ・終戦後「ちゃ剤」は川に流し「きい剤」は演習場に運び焼却処分したとされる。 ・民間会社工場内の井戸では、平成10年～平成14年に水質調査を行っている。水質調査の結果で総ヒ素は検出されていない(毒ガス成分についての分析は行っていない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ア) 第6陸軍技術研究所高岡出張所は、毒物製造の合理化(きい剤及びちゃ剤主体)の研究を行っていた。 イ) 組織は3班に分かれ、第1班は「ちゃ剤」の製造、第2班は「きい剤」の製造、第3班は製品管理を担当した。 ウ) 毒ガスの製造は、「ちゃ剤」は昭和20年6月に製造設備の試運転を1回実施し、製造した青酸ガスをタンクに約200L保存した。「きい剤」の製造設備では、ウイスキー樽様のものが7、8槽設置されており、設備の運転は、1、2回と思われると記載されている。 エ) 終戦時にはイペリット入り鉄容器4個(約800kg)が存在していたとの情報がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧高岡出張所が存在した民間会社工場の建物は、現在も工場の一部として使用されており、場所は特定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ア) 旧軍関係者が戦後記した記録(イ)、ウ)は元第6陸軍技術研究所高岡出張所関係者(工員)の証言。 エ)は元第6陸軍技術研究所長の証言。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・旧高岡出張所が存在した民間会社工場の建物は、現在も工場の一部として使用されており、「きい剤」、「ちゃ剤」の製造に係る研究を行っていた建物は、周囲も含めて全て床はコンクリートにより被覆されている。 		
	16-1-2		高岡市(第6陸軍技術研究所高岡出張所[河川])の事案	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちゃ剤」を流した川は特定されているが、その後の被害情報は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案の該当場所には保有情報はない(上記16-1-1の事案での保有に関連するもの)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちゃ剤」を流した川は特定されているが、流した場所は不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> ア)は元第6陸軍技術研究所高岡出張所関係者(工員)の証言。 	<ul style="list-style-type: none"> ア)証言によると、終戦後4日から5日の間に、「ちゃ剤」は水で希釈して同出張所横に流れる川に流した。 		
	16-1-3		第6陸軍技術研究所高岡出張所(陸軍演習場)の事案	なし	<ul style="list-style-type: none"> ア)、イ)いずれの情報も焼却処分したとの情報である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6陸軍技術研究所高岡出張所が保有していた毒ガスである(16-1-1の事案参照)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸軍演習場は特定されている。 ・なお、演習場は400万m²以上の敷地で、焼却した場所は特定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ア)旧軍関係者が戦後記した資料 イ)元第6陸軍技術研究所長の証言情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ア)昭和20年8月に保有していた毒ガスを演習場で焼却処分したとの情報がある。 イ)イペリット入り鉄容器4個(約800kg)を陸軍演習場で3日間かけて焼却したとの情報がある。 ・演習場は現戦後、民間に払下げられ、開拓団により農地として開発された。昭和40年代には開拓、土地改良事業により大規模な土地造成や土壌改良が行われている。 		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
 切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
 現時点では情報不足であり、評価ができない
 現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
23	22-1-1	静岡県	浜名湖周辺(館山寺)の事案	ア)毒ガス入りと思われるドラム缶を埋設しているのを見たとの証言情報がある(昭和25年9月以降)。 イ)上記証言者の弟は、遠州灘に掃海後に湖岸に打ち上げられたドラム缶を目撃し、また叔父から缶の埋めた場所を聞いたとしている。 ウ)昭和27年7月にドラム缶1本が漂着しているのが発見された。	ウ)派出所が処理したとの情報がある。(どのように処理したのかは不明)	なし	ア)証言者により該場所が具体的に特定されている。	ア)証言では、浜名湖掃海後(昭和25年9月以降)に目撃したとの具体的な時期についての情報が含まれている。 イ)ア)の証言者の弟による証言情報。 ウ)新聞情報。 ・埋設現場近くでの投棄情報が存在する。また、浜名湖での毒ガス容器の遺棄、湖岸への打ち上げ、発見・被災情報複数存在する。	・一般人が入る可能性は低い。 ・現状では周囲に民家及び井戸はない。		・物理探査の可能性についても検討する。
	22-1-2		浜名湖周辺(三ヶ日町)の事案	ア)昭和21あるいは22年の3-4月頃、三ヶ日町大崎半島に漂着したドラム缶(内容は不明)を山林に深さ3.6mの穴を掘って埋設したとの証言情報がある。		なし	・証言者により該場所が具体的に特定されている。	ア)証言者は埋設情報のある土地の所有者である。 ア)地元消防団約10名が埋設した。また、ドラム缶には黄色の帯が巻かれていたとの証言がある。 ・浜名湖での毒ガス容器の遺棄、打ち上げ、被災情報は複数存在する。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・近隣に民家は存在しない。		・物理探査の可能性についても検討する。
	22-1-3		浜名湖周辺(細江町)事案	ア)昭和22年7月16日に都田川河口付近に浮いていたドラム缶による死亡事故が発生し、引き揚げた缶を山中に埋めたとの証言情報がある。	ア)埋設に従事した人の証言によれば、「埋設場所はGHQに埋設場所を教え、後にGHQが毒ガス缶を掘りおこし処分したとの話を聞いた」との情報がある。	なし	・証言者により該場所が具体的に特定されている。	ア)埋設に従事した消防団長(自治体警察による要請)による証言。 イ)昭和22年7月15日に浜名湖に浮いていた毒ガス缶1個を漁師2名が船上であけイベリットにより死亡したとの情報(新聞報道)がある。 ア)とイ)の情報の時期が一致している。 ・該場所付近の鉄塔は大正14年建設で、当時から存在していた。	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・近隣には住宅はない。 ・一般住民が来る可能性は低いが、農業者が立ち入る可能性を否定できない。 ・現状では、GHQが処分したという公的資料はない。		・物理探査の可能性についても検討する。
	22-1-4		浜名湖周辺(三方原陸軍教導飛行団・第三陸軍航空技術研究所三方原出張所)の事案	<p>・三方原陸軍教導飛行団 ・浜名湖への複数の投棄情報がある(水域事案)。 ア)三方原陸軍教導飛行団が毒ガスを飛行場の溝に捨てたと記載されているが根拠(情報の出典)は示されていない。</p> <p>・第3陸軍航空技術研究所 三方原出張所 ア)終戦時に、イベリット缶1本を旧引佐郡中川村(現細江町中川)またはその付近の地中に埋設したとの証言情報がある。</p> <p>・その他 ア)元軍人がイベリット入り試験管10本を埋めたとの情報があり、昭和37年3月28日自衛隊が捜索したが、発見できなかった。</p>	<p>・三方原陸軍教導飛行団 ・浜名湖に投棄された毒ガス容器については米軍によって掃海作業が実施されたとの情報がある。</p> <p>・その他 イ)ア)に関連して、自衛隊が昭和37年6月24日~29日に旧軍毒物容器を現場処理したとの情報がある。</p>	<p>・三方原陸軍教導飛行団(航空化学戦部隊) イ)三方原陸軍教導飛行団に係る保有情報は複数存在しており、終戦後、旧軍が浜名湖へ毒ガスを投棄し、付近の住民等が被災した事例がある。その後、同湖では掃海が実施されたが、その後も発見・被災情報が存在している。なお、上記に関連して打ち上げられた毒ガス缶を埋設したものが、22-1-1~3の事案として取り上げられている。 現在、以下の場所での保有情報等が存在している(保管情報と埋設・投棄との関係を以下の〔 〕内に示す)。 ・同教導飛行団施設周辺〔遺棄等の情報は不明〕 ・三方原飛行場周辺の松林・掩体壕〔遺棄等の情報は不明〕 ・疎開先の寺〔遺棄等の情報は不明〕 ・浜松陸軍飛行学校の毒ガス格納庫(旧神久呂村)〔浜名湖へ投棄したとの情報がある〕 ・第9格納庫(現航空自衛隊浜松基地付近)〔遺棄等の情報は不明〕</p> <p>・第3陸軍航空技術研究所三方原出張所 ア)同研究所には、終戦時毒ガス缶1本が存在していた。</p> <p>・その他 ・なし</p>	<p>・三方原陸軍教導飛行団 教導飛行団が存在した場所は、特定されている。ただし、教導飛行団は疎開しており、毒ガス弾等の保管場所や移動については未確認の部分があるものの、いくつかの証言情報等が存在している。 ア)毒ガスを捨てたとされる溝の場所は特定できていない。 ウ)毒ガス缶を船に積み込んだ場所は、ある程度特定している(複数存在)。</p> <p>・第3陸軍航空技術研究所 三方原出張所 ・イベリット缶の埋設場所は不明だが、同研究所の存在場所はある程度特定している。</p> <p>・その他 ア)、イ)ある程度特定している。</p>	<p>・三方原陸軍教導飛行団 ア)書籍(史跡が語る静岡の15年戦争) イ)同教導飛行団関係者の証言(昭和48年調査、平成3年、平成17年)、記録資料、新聞報道、書籍、歴史資料、米軍資料他 ウ)証言(投棄した本人)、書籍(戦時体験を記した書籍)</p> <p>・第3陸軍航空技術研究所三方原出張所 ア)同研究所所長による証言(本人が行ったかは不明) ・研究所の場所についての情報は記録資料も存在する。</p> <p>・その他 ア)新聞報道 イ)防衛庁資料</p>	<p>・三方原陸軍教導飛行団(航空化学戦部隊) ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。その他の地域は、現在地下水調査を調整中 ・三方原陸軍教導飛行団に隣接する部隊の跡地付近(数百メートル程度)でイベリット缶の発見情報がある(22-3の事案)。 ・毒ガスの保管場所は、市内及び近隣の町等に複数存在し、その処理についての情報は不明な点がある。また、三方原陸軍教導飛行団から搬出された毒ガス缶の移送についても複数の情報があり、他の事案として登録されているものがある(29-1奈良県内の事案)。 ・天竜川右岸、天竜川河口等で毒ガスの散布実験等を行ったとの情報がある。</p> <p>・第3陸軍航空技術研究所三方原出張所 ・同研究所の存在場所は、三方原陸軍教導飛行団の疎開先である。</p>		<p>・三方原陸軍教導飛行団(航空化学戦部隊) ・投棄情報は根拠不明で信頼性が低く、また、環境省が実施した地下水調査の結果でも、毒ガス関連成分は検出されていない。 ・この地区については区分 と同等の対応。 ・第3陸軍航空技術研究所三方原出張所 ・この地区については区分 と同等の対応(埋設場所の特定に係る情報収集が必要)。 ・その他 ・埋設情報に対しては、すでに自衛隊が対応している。 ・この地区については区分 と同等の対応。</p>

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考	
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
24	22-3	静岡県	浜松市の事案	<p>・初生町 なし (発見情報がある)</p> <p>・海老塚 なし (発見情報がある)</p>	<p>・初生町 初生町では、イペリット缶が発見(昭和51年7月30日)された現場の市道において幅8m、長さ30mの範囲で探査が実施されたが、不審物は確認できなかった。</p>	<p>・初生町 ア)初生町の発見場所は旧第7航空教育隊(第97部隊)の敷地内であった。ただし、航空教育隊と毒ガス弾等との関係は不明である。</p> <p>・海老塚 現在の所、関連する情報は得られていない。</p>	<p>・初生町 初生町での具体的な発見場所は特定されている。</p> <p>・海老塚 海老塚の発見現場は一定の範囲で特定されている。</p>	<p>ア)静岡県資料、新聞報道、防衛庁資料等 イ)防衛庁資料</p>	<p>・初生町 環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ア)初生町で地下約1mからイペリット容器(50×80cm)が発見され、作業員2名及び住民6名が被災した。容器は自衛隊により処理された(新聞報道)</p> <p>・海老塚 イ)海老塚で90L缶のイペリット容器が2個発見され自衛隊が処理したとの情報がある(防衛庁資料)</p>		
25	27-1	大阪府	河内長野市の事案	<p>ア)昭和23年8月に異臭を放つ池からドラム缶10数本が発見された。 ア)昭和20年8月20日前後に旧軍関係者によって10数本のドラム缶が運ばれ、池の中へ投棄され、数本は岸辺に、残りは松林に埋設したとの情報が旧軍関係者から得られたとの新聞報道がある。 ア)昭和23年8月29日に缶を投棄した元軍人が判明し、缶の内容物がイペリットとルイサイトと判明したとの新聞報道がある。 イ)発見された缶を米軍が検知したところ、内容物はイペリットであったとの情報がある。</p>	<p>ア)昭和20年10月に、米軍は池から全部の缶を引き揚げ、焼却・爆破等による処理を行ったと報道されている。 ・当該池の北側は土地改変が進み、ほとんどがコンクリートの堰堤等に改修されている。</p>	なし	<p>・廃棄された池は特定されているが、数本を埋設したとされる南寄りの松林の場所は特定できていない。</p>	<p>ア)は新聞報道(イペリット缶の廃棄を行った旧軍関係者の証言が記されている) イ)は当時の映像資料(平成8年に再編集され放映されたもの)</p>	<p>環境省が実施した池の水及び地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・平成13年度における池付近の地下水の水質測定結果には特に問題はなかった。 ア)昭和20年9月に付近の住民が池から引き揚げた缶の内容物を用水路に流したので、魚を捕獲していた大人1名が死亡・子供2名が被災した事件が発生したとの情報がある。 ・遺棄された容器のうち約半数は空き缶であったとの情報がある。</p>		<p>・基本的には、米軍がすべての処理をした情報がある。 ・松林が存在した可能性がある部分では、その後土地改変がされているものの発見情報はなく、また、現在はすでにほとんどがコンクリート改修がなされている。</p>
26	28-2	兵庫県	洲本市の事案	<p>ア)「昭和21年9月～11月頃に進駐軍の毒ガス処理班の通訳をしていた同僚から、洲本由良砲台の反対側の山(ダラダラ山)の横穴に旧軍の毒ガス(ホスゲン、イペリット等)があるが、危険なので穴をブルドーザーで埋めることになったという話を、当時の同僚から聞いた」との証言情報がある。</p>	<p>ア)旧軍施設周辺の住民等に事情聴取したところ、「由良要塞は昭和20年9月頃に、進駐軍の命令により、同要塞に保管されていた弾薬類の搬出や建物の解体等が実施されたが毒ガス弾等はなかった。その後、旧軍の各施設は徹底的に爆破処理された」との証言情報がある。 イ)由良地区の地下水調査結果では、ヒ素濃度は環境基準以下であった。</p>	なし	<p>・埋設情報に係る山や場所は不明である ・由良要塞跡地は、広範囲であり現在、住宅、公的施設、宿泊施設、公園、山林等になっている。 ・現状では、埋設したとされる伝聞情報に係る場所は特定されていない。</p>	<p>ア)は元進駐軍通訳の伝聞情報による証言</p>	<p>環境省が実施した池の水の調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・証言者が同僚から伝え聞いたとされる毒ガス弾の埋設情報に係る山の名称は、調査では確認できなかった。また、そのような名称で呼ばれている山も確認されていない。</p>		<p>・証言者が固有名詞としてあげた「ダラダラ山」の存在自体が不明である。また、証言自体が出所不明の伝聞情報によるものであり、信頼性は相当低い。</p>
27	29-1	奈良県	奈良県内の事案	<p>ア)静岡県の気賀駅から運搬してきた毒ガス缶を昭和20年8月16日に、奈良県内の寺院の池に投棄したとの情報がある。</p>	<p>・地理的に該当する3ヶ所の池のうち、最も規模が大きい池では平成15年度に自治体によって4回の水質調査が実施されており、総ヒ素は0.001mg/l未満との報告がある。</p>	なし	<p>・毒ガス缶の投棄に係る池の特定はできていない。 ・情報内容とは一致しないものの、地理的に情報内容に該当する可能性のある池は3カ所存在する。1ヶ所は、大きさ約10m²で、小さすぎる。1ヶ所は当時は存在しなかった(存在する寺の建立記録及び当時の空中写真)。</p>	<p>ア)の情報はイペリット缶を廃棄したと著書に記している元三方原陸軍教導飛行団員(三方飛西部派遣隊)の情報。</p>	<p>環境省が最も規模の大きい池で実施した池の水の調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・寺院関係者によると、「昭和20年前後は軍隊に協力していたが、傷病兵の病院的な役割になっていた。元気な軍人が泊まったことはなかったはずである」との証言がある</p>		<p>・情報に関する池の存在自体がはっきりしない。 ・地理的に情報内容に該当するような池は存在しない。念のため、近隣の池の水について調査を実施したところ、毒ガス関連成分は検出されなかった。</p>

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
28	33-1-1	岡山県	岡山市(広島陸軍兵器補給廠三軒屋填薬所)の事案	なし (保有情報がある)		ア) 終戦時、広島陸軍兵器補給廠三軒屋填薬所には、98式中あか筒203個、100式発射あか筒110個、98式小あか筒100個、98式発射あか筒30個が保有されていた。	・広島陸軍兵器補給廠三軒屋填薬所は現在、陸上自衛隊三軒屋駐屯地となっている。	ア) 旧軍資料(3点)及び米軍資料 イ) 旧軍資料(アのうちの一点)	イ) 昭和20年11月に海没のために広島兵器補給廠(三軒屋部隊)から中あか筒等124個、発射あか筒110個、94式あか筒60個を搬出したとの情報や小あか筒100個、中あか筒79個、発射あか筒30個を搬出したとの情報もあるが、他の保有情報の数と一致しない。 ・「終戦後所長以下所要の人員が残務整理に残り、在庫品はたん米進駐軍に引渡し、填薬弾その他危険品は瀬戸内海に投棄した」とされるが、毒ガス弾等に係る情報はない(岡山県郷土部隊史)。 ・広島陸軍兵器補給廠三軒屋填薬所に「昭20.10連合軍駐留」と記載されている(防衛庁資料)。		
	33-1-2		岡山市(広島陸軍兵器補給廠岡山分廠)の事案	なし (保有情報がある)	・平成15年11月~12月に、岡山県及び岡山市が岡山分廠跡周辺5ヶ所で行った地下水調査では、1ヶ所の総砒素が0.016mg/l(環境基準0.01mg/l)であったことから、有機砒素と無機砒素の分別分析を行った。その結果有機砒素は検出されなかった。また、硫酸マスタード、エチレンチオグリコール(チオジグリコール)は、検出されなかった。	ア) 終戦時に広島陸軍兵器補給廠岡山分廠には、中あか筒4個、小あか筒4個、発射あか筒41個、きり剤容器70個が保有されていたと記載されている。	・旧広島陸軍兵器補給廠岡山分廠跡地は一定の範囲で特定されている	ア) 旧軍資料(作者主体不明)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・中あか筒4個、小あか筒4個、発射あか筒41個を海没(年不明11月13日)と記載されているが、他の保有情報の数と一致しない(旧軍資料)。 ・旧広島陸軍兵器補給廠岡山分廠跡には、現在教育施設、県公舎がある。毒ガス弾との関連は不明だが、同廠弾薬庫跡は、現在、グラウンドや更地となっている。		
29	34-2	広島県	大久野島(竹原市)の事案	ア) 占領軍指揮のもとで、毒ガス弾等が島内で焼却及び埋設処理された。 イ) 占領軍指揮のもと毒ガス製造施設が焼却、解体された。	・広島県からの要請を受け、環境庁が平成7年3月から平成8年5月にかけて、島内の土壌及び水質調査を実施した結果、環境基準を超える砒素が検出されたので、平成8年度に「大久野島土壌等汚染対策検討会」が設置され、調査結果をもとに分析・検討を行った。平成9年12月に同検討会は中間報告をとりまとめ、平成9年度補正予算に対策経費を計上、平成10年度から対策工事を実施し、平成11年11月に工事を完了した。 ・定期的に地下水の総ヒ素についてモニタリングが実施されている。	旧陸軍の毒ガス製造の一大拠点であり、きり剤、あか剤、ちゃり剤、みどり剤の生産、保有が行われた。	・記録資料等により旧軍の製造施設等の位置情報は一定の範囲で特定している。	旧軍関係者(軍人、軍属、学生労働者を含む)の証言情報、文献資料等、多数の資料が存在する。	・現在飲料水は、島外より搬入している。 ・過去に発見された汚染場所については対策が施されている。 ・護岸工事等においては、必要に応じて汚染土壌の処理を行っている。 ・同島内では、あか筒の発見事案等が報告されている。 ・新たな情報として次の情報が得られた。 戦後に米軍が処理した毒ガス関連施設等の汚染状況について、昭和36年に自衛隊が調査した結果として、「一部で相当濃厚な刺戟を感じる」等の報告がなされている。一方、同報告には、「(汚染物の)海中投棄の実施が適当」といった記述、晒粉等処理に関する所要費用の見積もりの記録など、自衛隊により実際に処理がなされたことを前提とした記述もある(ただし、実際に処理がなされたかどうかについては記されていない)。 ・環境省が実施した地下水調査の結果、北部海岸付近の2箇所より微量のDPA(0.0098mg/l、0.0045mg/l)を検出、その他の箇所からは検出されていない。		・大久野島事案について過去の対策の実施状況等も勘案した上で、公園利用者の安全性を確認する観点から、土壌等の環境調査等を実施するほか、併せて、公園管理上必要な措置等を検討する。

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
30	34-4	広島県	阿波島(竹原市)の事案	イ)昭和20年9月または10月に阿波島の退避壕数箇所にあか筒4本入りの木製梓箱50-60箱を埋設したとの証言情報がある。 ウ)昭和21年1月または2月に米軍人2名と巡查1名の立会いで、阿波島沖に干潮時に5ヶ所穴を掘り、あか筒約20個を埋設したとの証言情報がある。		オ)終戦時に広島陸軍兵器補給廠忠海分廠(阿波島)には各種あか筒89504本が保有されていた。 カ)忠海分廠(阿波島)には99式大あか筒11258本、1式大あか筒33166本、98式小あか筒44650本、98式中あか筒430本が保有されていた(合計89504本)。	・ア)工)ともに焼却したとされる場所は島中央部の西海岸で、その場所は一定の範囲で特定されている。 ・イ)の退避壕が存在した場所は一定の範囲で特定されている。ただし、付近は草木が生い茂っている。 ・ウ)の穴を掘って赤筒を埋めたとされる東海岸は南北に長く、具体的な場所は特定されていない。	ア)元東京第2陸軍造兵廠忠海兵器製造所工員の証言情報 イ)元東京第2陸軍造兵廠忠海兵器製造所工員の証言情報 ウ)元広島陸軍兵器補給廠忠海分廠阿波島出張所責任者の証言情報 エ)元東京第2陸軍造兵廠忠海分廠関係者の証言(焼却した本人) オ)米軍資料 カ)記録資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ア)進駐軍が到着する前に「ちび弾」を処理するよう広島陸軍兵器補給廠忠海分廠から指示が出され、昭和20年8月か10月に阿波島西海岸の砂浜においてガソリンで「ちび弾」を焼却したとの証言情報がある。 ア)中央部の西側には旧軍の事務所や倉庫が存在した平地がある。 エ)証言者によると倉庫に保管してあった木箱(球形の瓶に液体が入ったものが存在)を燃焼した。 ・現地調査の結果、現在阿波島には定住者はいないが、不特定の来島・上陸者がいることがうかがえた。		・物理探査の可能性についても検討する。
31	34-5-1	広島県	東広島市(広島陸軍兵器補給廠八本松分廠)の事案	なし (保有情報がある)		ア)広島県八本松には、100mmあか弾1,198発と100mmきい弾1,796発が保有されていた。 イ)広島県八本松には、91式10榴用瓦斯弾2,214発が保有されていた。 ウ)終戦時に、広島陸軍兵器補給廠八本松分廠には91式10榴あ弾1,198発、91式10榴い弾1,796発が保有されていた。 エ)毒ガス弾の保管先については、構内倉庫及びホームとの情報がある。	・旧広島陸軍兵器補給廠の八本松分廠の範囲は一定の範囲で特定されている。	ア)～ウ)記録資料(旧軍関連資料) エ)記録資料(旧軍関連資料)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・同廠は、戦後米軍に接收されたあと、国鉄の材修工場、開拓地、その他用地に転用されたとの情報がある。		
	34-5-2		東広島市(第11海軍航空廠[八本松・川上])の事案	なし (保有情報がある)		ウ)第11海軍航空廠(八本松・切串・川上)には、60kgイペリット爆弾11,344発が保有されていた エ)終戦時、八本松には、60kgイペリット爆弾638発が残存されていた。 オ)呉海軍軍需部川上弾薬庫の配置図には、「特薬庫」の位置が示されている。	・第11海軍航空廠(川上) カ)元海軍航空廠守衛は、「弾薬の中に毒ガス弾が含まれているという噂もあったが、真偽のほどは分からない。」と証言している オ)現在の米軍川上弾薬庫は、呉海軍軍需部川上火薬庫の敷地内に該当する。同火薬庫内には「特薬庫」が存在していたことが確認することができる。 ・第11海軍航空廠(八本松) ・特定できていない。	イ)記録資料(Operation Iewisite) ウ)米軍資料 エ)米軍資料 オ)旧軍資料(引渡目録) カ)証言(現在の米軍弾薬庫内に居住していた住民の証言(昭和15年に航空廠の建設に伴い土地を提供し、航空廠で守衛として勤務していた))	・呉海軍軍需部において「特薬庫」が存在していた場所は、現在の米軍川上弾薬庫内の敷地内に該当するものと推定される。 イ)第11海軍航空廠との関連は不明だが、川上からマスタード弾7,500発を列車及び船で大久野島へ運んだことを昭和21年7月1日に報告した資料がある。 ・第11海軍航空廠(川上) ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・第11海軍航空廠(八本松) ・弾薬類の処分に関連して「八本松の弾薬庫については、多量のガス爆弾が漏れはじめて危険であるということで、昭和21年5月21日に作業をはじめの予定であったが、輸送の都合がつかず延期された」との情報がある(記録資料及び米軍資料)。		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
32	34-6	広島県	第11海軍航空廠(呉)の事案	なし (保有情報がある)		ア) 昭和20年9月2日現在、第11海軍航空廠(呉)は60kgガス爆弾11,341発を保有していた。 イ) 昭和20年9月9日現在、呉にはイペリット爆弾約15,000発が存在していた。 ウ) 終戦後に、第11海軍航空廠(呉)は60kgイペリット爆弾(6番1号爆弾)11,344発を保有していた。	毒ガス弾を保有していた場所は不明であるが、呉市内における第11海軍航空廠に係る地域は複数確認されている。	ア) 旧軍資料 イ) 旧軍資料、元相模海軍工廠関係者が記した文献 ウ) 記録資料(米軍資料、引渡目録等)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・呉市内の第11海軍航空廠跡地は、工業用地、商業用地、鉄道用地、公共用地、米軍弾薬庫、官舎等となっている。		
33	35-1	山口県	周防灘の事案	なし (保有情報がある)	ア) 毒ガス弾であるらしいものの出庫は、進駐軍監視のもと大嶺駅まで出た。収納箱数と出庫箱数の一致を確認し、出庫伝表を占領軍に渡した。その後何処に行ったかわからないとの証言がある。 イ) ウ) 大嶺から宇部港に運ばれてきた毒ガス弾の荷下ろしに従事した。作業は米軍の立会、監視下で行われた。 ウ) 毒ガス弾は貨物車10~12輦で、通訳が毒ガス弾だからそっと降ろすようにとの注意があった。毒ガス弾は宇部沖に捨てる。との情報がある。	広島陸軍兵器補給廠(大嶺出張所)には、毒ガス弾等の大量保有情報が存在する。	・毒ガスを保管していた場所不明だが、毒ガス弾であるらしい砲弾を保管した場所は、特定されている。	ア) 荒川坑の運搬常駐責任者兼警備責任者の証言情報 イ) 荷下ろしに従事した当時中学生の証言情報 ウ) 荷下ろしに従事した鉄工関係労働者の証言情報 エ) 以下の複数の情報源がある。 ・米軍資料(作成主体不明) ・証言(元曾根製造所技術大尉、元曾根製造所工場係長、元曾根製造所技手) ・新聞報道	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・荒川坑は、戦後(~昭和45、昭和55~平成3年)も採掘が行われている。		
34	40-5	北九州市	陸軍造兵廠曾根製造所(北九州市)の事案	なし (保有情報がある) (発見情報がある)	ア) 50kg投下「瓦斯弾1,403発八、終戦時海没セルモトス」とし、15kg投下あか弾は、「現在数3258八終戦時海没セリ」としている。 イ) 終戦当時、50kg投下爆弾約1,000発榴弾・迫撃砲弾等は、20,000発単位で残っており、ガス液が100リットル入ったドラム缶も30~40本残存していた。さらに、ホスゲンと青酸の入った50kg爆弾も残存し、これらは、全部海洋投棄した。 ウ) 終戦時に残存した毒ガス弾等は、すべて海洋投棄した。 エ) 詳細な処理情報は不明だが、米軍は、あか弾3,000発、きい弾955発及びあお弾448発は日本軍により廃棄済みとしている。 ケ) 終戦後苅田町の海中に船で投棄したと聞いたという情報がある。	・昭和13年~昭和19年まで東京第2陸軍造兵廠忠海兵器補給廠で製造された毒ガスを砲弾に充填する作業を行っていた。 カ) 終戦時に各種あか弾3,409発、各種きい弾12,134発、投下きい弾7発、投下あか弾11発(合計15,561発)が残存していたとの情報がある。 キ) 終戦時に16,000発のガス弾が残存していたとの情報がある。 ク) 保管場所は会計倉庫。きい、あか、あお、ちゃを保有していたとの情報がある。	・東京第2陸軍造兵廠曾根製造所の場所は、特定されている。	ア) 旧軍資料 イ) 新聞報道 ウ) 証言(元曾根兵器製造所員) エ) ク) 米軍資料 カ) 旧軍資料(作成主体不明) キ) 昭和48年調査 ケ) アンケート記載内容(旧曾根兵器製造所軍属) コ) 防衛庁資料	ク) 毒ガス弾との関連は不明だが、近くの山には貯蔵用の40の洞窟が存在していたとの情報がある。 ・曾根兵器製造所は、現在陸上自衛隊小倉駐屯地曾根訓練所となっている。 ・海洋投棄を行ったとされる海域での被災事例がある。 コ) 曾根兵器製造所付近で昭和38年にくしゃみ性ガス弾1発が発見され、自衛隊により処理(海中投棄)された(防衛庁資料)。 ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			地域の特定性	情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報					
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等					
35	40-6-1	北九州市	小倉陸軍造兵廠(北九州市)の事案	なし (保有情報がある) (発見情報がある)	山田弾薬庫 イ) 山田弾薬庫で40,000発の保有情報があるが、全部満洲に送ったとの情報がある。	小倉陸軍造兵廠 ア) 昭和20年10月に催涙筒60本の保有情報がある。 山田填薬所(山田弾薬庫) ウ) 毒ガス弾等を小倉造兵廠の完成品貯蔵所になっていた山田弾薬庫に運んだとの記載がある。	小倉陸軍造兵廠 ア) 毒ガス弾の保有場所は不明だが、小倉陸軍造兵廠跡地の範囲は特定されている。 山田填薬所(山田弾薬庫) イ)、ウ) 毒ガス弾の保有場所は不明だが、山田弾薬庫跡地の範囲は特定されている。	ア) 記録資料 イ) 証言(元山田部隊隊長) ウ) 書籍 エ) 防衛庁資料	小倉陸軍造兵廠 ・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・小倉陸軍造兵廠跡地は、公園、公共施設、工場、駐車場、住宅として利用されており、旧軍跡地の土地改変は広い範囲で行われている。 エ) 小倉陸軍造兵廠跡地周辺では、昭和38年にイペリット弾×2発が発見され、自衛隊が処理したとの情報があり、発見場所はほぼ特定されている(防衛庁資料)。 山田填薬所(山田弾薬庫) ・旧山田弾薬庫跡地は、現在山田緑地として利用区域、保全区域、保護区域にわけられて利用されている。また、旧山田弾薬庫跡地の一部は、陸上自衛隊の所管となっている。		
	40-6-2		小倉陸軍兵器補給廠(北九州市)の事案	なし (保有情報がある) (発見情報がある)	・現在の陸上自衛隊九州地区補給処城野補給支処内においては埋設物磁気探査を実施している。また、その調査結果によると毒ガス弾等は発見されていない。	ア) 終戦時、小倉陸軍兵器補給廠に90mmあか弾が50,000発、小倉陸軍兵器補給廠長浜倉庫に100mmきい弾80,000発の保有情報がある。	イ) 小倉陸軍兵器補給廠の場所は特定されているが、小倉陸軍兵器補給廠長浜倉庫の場所は不明である。	ア) 記録資料(作成主体不明、作成年日不明) イ) 市史、業務資料 ウ) 防衛庁資料	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・旧小倉陸軍兵器補給廠の跡地は、現在陸上自衛隊の敷地及び、団地等になっている。 ウ) 小倉陸軍兵器補給廠跡地周辺では、昭和46年に2ヶ所から毒ガス弾(それぞれイペリット×1)が発見され、自衛隊が処理したとの情報があり、発見場所はほぼ特定されている。		
36	42-1	長崎県	佐世保市の事案	なし (保有情報がある)		ア) 昭和20年9月9日、佐世保に60kgイペリット爆弾約5,000発が存在していたとの複数の保有情報がある。 イ) 第21海軍航空廠(佐世保)には60kgイペリット爆弾5,000発が存在していたとの複数の保有情報がある。 ウ) 昭和20年9月14日、佐世保海軍軍需部には催涙筒200個と手投涙弾28,828発の保有情報がある。	・毒ガス弾等を保管していた場所は不明である。ただし、第21海軍航空廠における「特薬庫」、「特薬作業所」の位置は特定されている。また、「化学兵器装填及修理場」、「化学兵器装填及渡廊下」が存在していた地域は一定の範囲で特定されている。	ア) 旧軍資料等(戦後出版の本も含む) イ) 米軍資料 ウ) 旧軍資料(佐世保海軍軍需部引渡目録) エ) 旧軍資料(第21海軍航空廠引渡目録)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・「特薬庫」「特薬作業所」跡は、現在米軍施設内である。 ・「化学兵器装填及修理場」、「化学兵器装填及渡廊下」が存在した場所は、現在米軍施設及び民間敷地、公園等である。		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

【資料3】

B / C 事案の評価結果

番号	事案番号	都道府県・政令指定都市名	事案名称	情報の内容			情報の信頼性	その他の留意すべき事項	評価結果	備考
				現在のリスクに関する情報の存否		その他の情報				
				リスクを疑わせる情報	リスクを否定する情報	保有・製造情報等				
37	44-1-1	大分県	別府湾周辺(大分市)の事案	なし (保有情報がある)	ア)米軍の監督指示によりイペリット型薬缶2,351個が海洋投棄された。 イ)春日浦工場に存在していた6番1号陸用爆弾は連合国によって処理済みとの捺印が引渡目録にされている。 ウ)終戦と同時に毒ガス弾(31号爆弾)を約400発海中投棄した。また、その後残りの31号爆弾は春日浦に集積され、その後米軍指導のもと、海洋投棄されたとの証言情報がある。 エ)県下各地に疎開させてあった爆弾を春日浦に集積、その後米軍、知事、その他関係機関で打合せを行い約4ヶ月の間に民間運送会社により海洋投棄したとの情報がある。	オ)60kg1号爆弾2,351発の保有情報がある。 カ)イペリット爆弾装填用缶2,351個の保有情報がある。 イ)終戦時、春日浦工場には6番1号陸用爆弾3,811発が存在していた。	・第12海軍航空廠春日浦工場の場所は特定されているが、その他の第12海軍航空廠の毒ガスに係る施設については不明である。	ア)旧海軍省が作成した資料 イ)記録資料(引渡目録) ウ)記録資料(フォローアップ調査報告書) エ)記録資料(昭和29年調査資料、フォローアップ調査報告書) オ)記録資料(引渡目録) カ)記録資料(フォローアップ調査報告書)	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・旧春日浦工場跡は、現在工場等が存在する。	
	44-1-2		別府湾周辺(九重町)の事案	なし (保有情報がある)	ア)、イ)、ウ)毒ガス弾等を海洋投棄したとの情報がある。 エ)宝泉寺から大分航空廠に毒ガス弾等が移送されたとの情報がある。	ア)イペリット鉄ガメ1,800個の保有情報がある。 イ)玖珠郡のトンネル内にイペリット爆弾600発の保有情報がある。 ウ)毒ガス弾約4,000発の保有情報がある。 エ)60キログラムイペリット爆弾約3,000発~4,000発の保有情報がある。	ア)イペリット鉄ガメを保有していたトンネルは特定されていないが、旧宮原線に存在したトンネルは特定されている。 イ)毒ガス弾等の保有情報に係るトンネルの場所は不明である。 ウ)毒ガス弾等の保有情報に係るトンネルの場所は一定の範囲で特定されている。 エ)毒ガス弾等の保有情報に係るトンネルの場所は特定されていないが、旧宮原線に存在したトンネルは特定されている。 ・毒ガス弾の情報は無いが、第12海軍航空廠の引渡目録には、同廠の関連施設として旧宮原線のトンネルの位置が示されている。	ア)証言情報、昭和48年調査 イ)新聞報道 ウ)新聞報道 エ)元海軍少佐(フォローアップ調査) ・現状では、旧宮原線のトンネル(恵良-宝泉寺の先を含む)9つの存在を確認している。(道路トンネル:5、民間倉庫:1、未利用:2、不明:1) ・旧宮原線は、当時レールを供出しているとの情報がある。	・旧宮原線のトンネルは、戦後鉄道トンネルとして昭和59年まで利用されている。 ・旧宮原線のトンネルの一部が第12海軍航空廠の関連施設であったとの情報がある(引渡目録)。	
	44-1-3		別府湾周辺(庄内町)の事案	なし (保有情報がある)	ア)終戦と同時に駅より貨車扱いで大分方面に移送。 ・終戦後県下各地(猪野トンネル等)に疎開していた爆弾を大分市春日浦に集積し、その後海洋投棄した。 イ)第12海軍航空廠の1等兵曹が同僚6名と由布院近くの4,400発とその他毒ガス弾合計5,000発を海洋投棄した。	ア)箱詰めした種々の爆弾が蓄積していた。 イ)由布院町(現湯布院)近くに4,400発のイペリット弾を貯蔵していた。	ア)猪野トンネルは特定されている。 ・由布院近くについての場所は、不明(由布院と猪野トンネルは約10~15kmほどの距離に位置する。)	ア)移送の際に、毒ガスによると推定される火傷を受けという地元民の証言がある。(フォローアップ調査) イ)新聞報道	・環境省が実施した地下水調査の結果、毒ガス関連成分は検出されなかった。 ・大分市の春日浦には毒ガス弾(6番1号爆弾)3,811発が存在していたとの情報がある(旧軍資料)。 ・猪野トンネルは、現在もトンネルとして利用されている。 イ)4,400発の投棄を指揮した上官がもれた毒ガスで被災した(新聞報道)。	
	44-1-4		別府湾周辺(耶馬溪)の事案	なし (保有情報がある)		ア)昭和20年9月9日に大分県耶馬溪には60kgイペリット爆弾約5,000発が保有されていた。 イ)元海軍大佐(化学兵器等の研究・生産担当主務者)は、戦時中、3号特薬(炭燐剤)を約2万個分準備し、半分を大分県耶馬溪の洞窟に貯蔵したと記している。	・耶馬溪における毒ガス弾等の保有場所は特定できていない	ア)複数の資料が存在する。 複数の旧軍資料、米軍資料、旧相模海軍工廠関係者が記した文献 イ)元海軍大佐(化学兵器等の研究・生産担当主務者)の回想録		

評価区分

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス弾等の存在又は毒ガス成分による汚染の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない